|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 35 | 被災や失業に伴う国民健康保険料の減免、生活費の確保について | のうおについて、するためのおについて |
|  | １．被災者や失業者のための国民健康保険料の減免について 多くの市町村では被災者の保険料を減額したり、免除したりする制度を設けています。（減額の額は、市区町村により異なります。） また、震災で直接の被害を受けていなくても、解雇や倒産により失業した人には国民健康保険料を減額できる場合があります。これには失業給付の受給資格を有しているなどの条件があります。いずれも市区町村への申し出が必要です。 窓口：住所を有する市区町村の役場  ２．生活費の確保〜低利の貸付制度〜 当面の生活費を得るためには、低利の貸付制度を利用する方法があります。市区町村の社会福祉協議会を窓口とした「緊急小口資金」は、貸付限度額が今回の被災者を対象に条件付きで最大２０万円に引き上げられました。また、失業者などが対象の「総合支援資金」は、最大月２０万円を最長１年、借り入れできます。 窓口：住所を有する市区町村の社会福祉協議会 | １．でした＜＝やでとてもっている＞は、のうおをなくしたり、なくできることがあります。  　やでがなくなってしまったも、のうおをなくできることがあります。  によってうので、がんでいる、、、ののにしてください。  するところ：がんでいる、、、の  ２．するためのおをりることができます。  するために、おをりることができます。ないですが、\*がなことがあります。というところで、することができます。  \*…おをりたとき、りたおのほかにはらうお  ・：でしたがりることができます。２０をりることができるもいますが、によっています。  ・：がなくなったなどがりられます。２０を１りることができるもいますが、によっています。  するところ：がんでいる、、、の |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 35 | 被災や失業に伴う国民健康保険料の減免、生活費の確保について | 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)の支払(しはら)うお金(かね)について、生活(せいかつ)するためのお金(かね)について |
| １．被災者や失業者のための国民健康保険料の減免について 多くの市町村では被災者の保険料を減額したり、免除したりする制度を設けています。（減額の額は、市区町村により異なります。） また、震災で直接の被害を受けていなくても、解雇や倒産により失業した人には国民健康保険料を減額できる場合があります。これには失業給付の受給資格を有しているなどの条件があります。いずれも市区町村への申し出が必要です。 窓口：住所を有する市区町村の役場  ２．生活費の確保〜低利の貸付制度〜 当面の生活費を得るためには、低利の貸付制度を利用する方法があります。市区町村の社会福祉協議会を窓口とした「緊急小口資金」は、貸付限度額が今回の被災者を対象に条件付きで最大２０万円に引き上げられました。また、失業者などが対象の「総合支援資金」は、最大月２０万円を最長１年、借り入れできます。 窓口：住所を有する市区町村の社会福祉協議会 | １．災害(さいがい)で被災(ひさい)した人(ひと)＜＝地震(じしん)や津波(つなみ)でとても困(こま)っている人(ひと)＞は、国民健康保険(こくみんけんこうほけん)の支払(しはら)うお金(かね)をなくしたり、少(すく)なくできることがあります。  　地震(じしん)や津波(つなみ)で仕事(しごと)がなくなってしまった人(ひと)も、国民健康保険(こくみんけんこうほけん)の支払(しはら)うお金(かね)を少(すく)なくできることがあります。  人(ひと)によって違(ちが)うので、自分(じぶん)が住(す)んでいる市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)の役場(やくば)の人(ひと)に相談(そうだん)してください。  相談(そうだん)するところ：自分(じぶん)が住(す)んでいる市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)の役場(やくば)  ２．生活(せいかつ)するためのお金(かね)を借(か)りることができます。  生活(せいかつ)するために、お金(かね)を借(か)りることができます。少(すく)ないですが、利子(りし)\*が必要(ひつよう)なことがあります。社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい)というところで、相談(そうだん)することができます。  \*利子(りし)…お金(かね)を借(か)りたとき、借(か)りたお金(かね)のほかにはらうお金(かね)  ・緊急小口資金（きんきゅうこぐちしきん)：災害(さいがい)で被災(ひさい)した人(ひと)が借(か)りることができます。２０万円(まんえん)を借(か)りることができる人(ひと)もいますが、人(ひと)によって違(ちが)います。  ・総合支援資金(そうごうしえんしきん)：仕事(しごと)がなくなった人(ひと)などが借(か)りることができます。２０万円(まんえん)を１年間(ねんかん)借(か)りることができる人(ひと)もいますが、人(ひと)によって違(ちが)います。  相談(そうだん)するところ：自分(じぶん)が住(す)んでいる市(し)、区(く)、町(まち)、村(むら)の社会福祉協議会(しゃかいふくしきょうぎかい) |